

富山市教育委員会会議録

令和6年8月定例会

1 日 時 令和6年8月26日(月曜日)

午後 1時30分 開会

午後 3時20分 閉会

2 場 所 Toyama Sakura ビル8階 教育委員会室

3 出席委員 教 育 長 宮 口 克 志
委 員 若 林 啓 介
委 員 藤 井 久 丈
委 員 高 田 健
委 員 石 動 瑞 代

4 説明のために出席した者

事務局長	関 谷 雄 一
事務局次長（総務・社会教育担当）	高 橋 洋
事務局次長（学校教育担当）	福 満 弘 信
教育総務課長	青 山 哲 也
学校再編推進課長	山 崎 悟
学校施設課長	高 瀬 雅 基
学校教育課長	河 原 弘 幸
学校保健課長	由 水 正 恵
生涯学習課長	加 藤 孝 一
教育センター所長	荒 瀬 誠
図書館長	長 康 博

5 職務のため会議に出席した事務局職員

学校教育課（いじめ対策推進班長）	吉 野 貴 喜
教育総務課主幹	船 木 寛 人
教育総務課長代理（管理係長）	塚 本 紘 己
教育総務課主事	福 島 魁 人

6 傍聴人数 0人

7 付議案件

(1) 議 案

- 議案第30号 令和6年9月市議会定例会に付議する令和6年度補正予算案に対する教育委員会の意見について
- 議案第31号 工事請負契約締結（熊野小学校長寿命化改良（その1）主体工事）に関する教育委員会の意見について
- 議案第32号 工事請負契約締結（蜷川公民館改築主体工事）に関する教育委員会の意見について
- 議案第33号 教育財産の取得を市長に申し出る件について
- 議案第34号 教育財産の取得を市長に申し出る件について
- 議案第35号 いじめ重大事態の調査結果報告（2件）について
- 議案第36号 富山市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 議案第37号 令和5年度教育員会事務管理執行状況点検評価報告書について

(2) 報告事項

- 報告事項20 令和5年度富山市一般会計継続費精算報告書について
- 報告事項21 「令和6年度全国学力・学習状況調査」の結果について

8 会議の要旨

【開会】

[教育長] 開会を宣言する。
本日は、委員の過半数が出席しているため、会議は成立している。

【前回会議録について】

[教育長] 7月教育委員会定例会会議録について意見等を求める。
[各委員] (意見なし)
[教育長] 意見なしのため、前回会議録は承認された。

【非公開案件について】

- [教育長] 議案第30号～34号、報告事項20は、9月市議会定例会に付議される案件であるが、市議会への議案説明がまだ行われていない。また、議案第35号は、個人情報を含む案件である。よって、非公開としたいが、よろしいか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 承認を得られたので、議案第30号～35号、報告事項20については非公開とし、報告事項21の後に行うこととする。

【議案第36号】

- [教育長] 議案第36号について事務局から説明を求める。
- [図書館長] (議案第36号について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。
- [教育長] 採決を行う。議案第36号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって議案第36号については原案どおり可決した。

【議案第37号】

- [教育長] 議案第37号について事務局から説明を求める。
- [教育総務課長] (議案第37号について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。
- [教育長] 採決を行う。議案第37号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって議案第37号については原案どおり可決した。

【報告事項21】

- [教育長] 報告事項21について事務局から説明を求める。

- [学校教育課長] (報告事項21について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [石動委員] 15ページにある「児童質問調査38」、「『非認知能力』に関すること」、16ページにある「『家庭での過ごし方』に関すること」の表について、小学校と中学校では相関関係の有無が違っている。この違いについては、どのように考えているのか。
- [学校教育課長] 統計上、標本数に対して相関係数を出して調べているため、特殊性のある学校が複数あると、相関関係が見えてこない場合がある。標本数の違いの関係で、相関の特徴を示す楕円が書かれていない図になっている。学校教育課としては、小学校はやや強い相関関係があり、中学校は緩やかな相関関係があるものと受け止めている。
- [若林委員] 記述式問題の正答率が低いことは、富山市も含めて全国的に問題になっている。一人一台端末やパソコンなどを使用している分「自分で書く」ということをしていないが、実際の試験の場では自分で書かなければならない。ある程度は実際にしているかもしれないが、文章を手で書くという地道な練習が必要なのではないかと思う。そのような取組みが授業改善に向けた指導の重点には含まれていないが、どのように考えているのか。
- [学校教育課長] 授業改善に向けた指導の重点の中にある「問題解決的な学習」の一連の活動の最後に「まとめ・表現する」という場面を設けて、自分で取捨選択した資料に基づいた考察結果を、自分の言葉で文章にまとめ、相手に話すことを取り入れている。今回の全国学力・学習状況調査結果の大きな特徴として、「目的に応じて必要な資料を読み解くこと」や「必要な情報を引き出して自分の考えを表現する力」に課題があることが全国的に言われている。書くことに重点を置く活動は特に行っていないが、それは問題解決的な学習の過程の中にあるので、今後も特に重視していきたいと考えている。
- [若林委員] 現在のように便利な道具がなかった頃は、どうしても書かなければならなかったもので、自分の考えを手で紙に書くことが自然にできていた。今の子どもたちは、地道に手で書く量が減ってきていると思う。そのため、記述式の問題の答えが書けないのではないかと危惧している。地道に書く作業をきちんと組み込む必要があるのではないか。私は社員採用の時にいつも、持ち込み禁止で作文を1枚書かせている。提出されたものを見ると、多くの誤字脱字があったり、書かれているのが非常に分かりにくい文章や説得力の無い文章だったりで、文章作成能力にいささか疑問を抱いている。今は文章をチャットG B Tに作らせることもできる。そういう意味では、自分の考えを手でしっかり書く訓練が必要ではないかと常々

思っているので、検討・配慮してもらえれば大変ありがたい。

[学校教育課長]

若林委員からの指摘のとおり、地道に手で書く作業も大切だと思うので、一人一台端末のワープロ機能等入力作業とのバランスを配慮して、学校へ指導していきたいと思う。

[藤井委員]

私も若林委員と全く同じ意見である。パソコン等を使いながら、物事を論理的に考え、どのように文章を作るのかは、ある程度の訓練をすれば頭の中で考えることはできると思う。GIGAスクール等で、考えるステップや答えを出す論理的な方法、話の仕方などの知識はあるかもしれないが、実際の試験の解答は手で書かなければならない。自分で書いて、自分の手で覚えさせるという教育を取り入れるだけでも、点数が大きく変わってくるような気がするので、何かそのような対策があればよいと思う。

[石動委員]

全国的に、非認知能力の形成に積極的な学校が高得点を取っているという内容の記事を読んだ。3ページにある、正答率が低く無答率が高い小学校国語の問題は、記号を選択して解答するのではなく、自分で考え、自分の言葉で書いて埋めていかなければならない。このような問題が複数出題されると、集中力を保つことが難しく、途中で解答する気力がなくなってしまう児童もいるのではないか。逆に、とても頑張っているが時間がかかりすぎて、試験時間が足りない児童もいるかもしれない。「漢字を文の中で正しく使うことができるかどうかを見る問題」の「競技」や「投げる」といった、日常的な漢字の無解答率が高い理由を考えても、時間が足りなかった、あるいは集中力が途切れてしまったからなのではないか。また、9ページにある、正答率が低く無解答率が最も高い中学校数学の問題についても、この問題自体が難しかったのかもしれないが、ここまでたどり着けていない生徒もいるのではないか。非認知能力の育成について書かれてあることは、標準的な児童生徒にはとても有効で、目指しているところは正しいと思うが、それだけではないプラスアルファの働きかけをしなければならぬ児童生徒もいると思う。非常に難しいところだが、粘り強く取り組む力に課題があるのではないかとと思うが、意見を聞きたい。

[学校教育課長]

小学校の特に低学年では、端末ではなく漢字ドリルを使って、同じ漢字を何度も書くことや作文指導などの昔ながらの学習を現在も継続している。端末とのバランスについて考える必要はあると思うが、「書く」という授業自体がおろそかにされていることではないと理解している。また、特別な配慮を要する児童生徒の中にも、集中力が持続しない子どもは確かにいる。その子どもたちも出来る実感を少しずつでも持てるよう、達成感を上げて、自己肯定感を

高めて、目標に向かって取り組む粘り強さを高めていかなければならないと考えている。

[石動委員] 問題用紙の最後にある質問は児童生徒が回答していると思うが、回答時間が十分だったかなどの集計は取っているのか。また、それらの回答と試験の正答率との関連性はあるのか。

[学校教育課長] 集計は取っており、統計も分析している。小学校・中学校ともに、どちらの科目も6割程度が「時間は概ね十分だった」「概ね足りていた」と答えている。残り4割程度の「時間が足りない」と回答した児童生徒については、正答率は下がっていると理解している。

[石動委員] 問題解決能力や非認知能力の育成はすごく大事だが、このような筆記試験には、どうしても制限時間がある。色々な仕組みで対応し、自分の考えを限られた時間にまとめ、表現することも必要かと思う。

[教育長] 以前には、全国学力・学習状況調査の問題の形式を、一度は事前に子どもたちへ見せておくこともよいのではないかと話したことがある。長文の問題や自分で沢山文章を書いて解答する問題に初めて出会った子どもたちが、問題を見た途端に困惑することがないよう、子どもたちへの情報提供はしていく必要があるのではないかと、委員の方々からの意見をもとに考えていた。また、学校訪問等で授業中の児童生徒の様子を見てみると、先生が板書をして意見のやり取りをしているときに、話し合いを聞かずに一生懸命黒板の文字を書き写している子どもがいる。授業の最後に振り返りの時間があるが、そのときも教科書に書いてある通りの文言のまとめを一斉に書くのではなく、ひとりひとりの子どもが「どこが分からなかった」や「こういうことが分かってよかった」などを、自分の言葉でしっかりと振り返ることが出来るようにしてあげたい。校長会等でも話をして、少しずつ授業の改善はされてきているが、今は考えるときなのか、意見交換するときなのか、板書を写す時間をしっかりと与える時間なのかなど、まだ徹底されていない部分もあると感じている。学校側の対応や指導の不備で、児童生徒が不利益を被ることがないようにすることは、責務・使命として行っていく必要があるので、この結果を真摯に受け止めながら、改善すべきところはしっかりと徹底していきたいと思っている。

[教育長] 以上をもって公開案件に係る議事は終了したが、その他、質問等はあるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 非公開案件に移る。傍聴、マスコミの方はご退席願う。

【議案第30号】※非公開案件（8月26日時点、議案説明会開催前）

[教育長] 議案第30号について事務局から説明を求める。

[教育総務課長外] （議案第30号について説明）

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 採決を行う。議案第30号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって議案第30号については意見なしとする。

【議案第31号】※非公開案件（8月26日時点、議案説明会開催前）

[教育長] 議案第31号について事務局から説明を求める。

[学校施設課長] （議案第31号について説明）

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 採決を行う。議案第31号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって議案第31号については意見なしとする。

【議案第32号】※非公開案件（8月26日時点、議案説明会開催前）

[教育長] 議案第32号について事務局から説明を求める。

[生涯学習課長] （議案第32号について説明）

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[石動委員] 健全育成室はどのような目的で使用するのか。

[生涯学習課長] こども家庭部に運営を任せている部分ではあるが、放課後及び土日の児童の預かりなどで使用している。

[教育長] その他、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。
[教育長] 採決を行う。議案第32号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第32号については意見なしとする。

【議案第33号、34号】※非公開案件（8月26日時点、議案説明会開催前）

[教育長] 議案第33号、34号について一括して事務局から説明を求める。
[教育総務課長] （議案第33号、34号について説明）
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[藤井委員] 教育財産の購入にあたって議決が必要な金額は6,000万円以上だが、例えば、単品ごとに分割して発注した場合に6,000万円未満であれば議決は必要ないのか。それについて、厳密な区分があるのか。
[教育総務課長] 1 契約が条例の定める予定価格6,000万円以上になるかどうかで判断する。例えば、先ほど学校再編推進課長から説明のあった水橋学園のスクールバスのように、大きいものを購入すると6,000万円以上、あるいは消防局の特殊車両のような1台で6,000万円以上となるものは、当然議決に付するものの対象になる。今回の教科書のように、単価が安いものでも1契約としてまとめて1万数千冊を購入することで6,000万円以上となり、外形的な基準を満たすので議決が必要になる。仮に分割して発注した場合、6,000万円未満になれば議決は不要となるが、それは単に議決を逃れるための分割で合理的な理由がないと思われる。
[藤井委員] 仮に教科書と指導書を別々に発注していれば議決は不要になるかと思うが、今まではどうだったか。
[教育総務課長] 教科書購入の仕組みは通常図書とは異なり特殊である。児童生徒用と教員用の教科書があるが、いずれもその一番の目的は、授業が始まる4月初めの段階で、全国の小中学校にもれなく確実に配布することである。また、富山県の方でも全国的にどのエリアをどの会社が販売するのかは、事前に決められている。今回は中田図書が契約の相手方になっているが、中田図書がこれだけ売ることが決まっている状況であり、富山市側は中田図書に対して冊数や金額を采配することができない。その中でこの1万数千冊を分割して契約するという方法が無いわけではないが、基本的には事前に決まっている数量を発注することになる。また、これまでに

も同様のことがあったかどうか調べたところ、令和2年度と令和6年度の小学校だけであった。物価の高騰等で教科書もさらに値上がりしている関係で、総額自体が基準額を超えることもある。また、販売会社自体が減っており、令和2年度以前は6社ほどが富山市内のエリアを担当していたが、令和6年度は3社しかない。1社が担当する冊数・金額がおのずと増え、令和2年度からは外形的には条例に定める額を超え、議決が必要になったという経緯である。今回のことは決められた手順やルールに則っていなかったということになるが、チェックする機能は何かあったのか。それとも偶然見つけたのか。

[高田委員]

[教育総務課長]

きちんとした仕組みは特段ないが、このような6,000万円以上の動産購入に対して議決が必要だという知識については、職員はそれぞれ持っていると思っている。ただ、その事務を進めていく中で気付かなかったということである。

[若林委員]

この支払いは、すでに済んでいるのか。

[教育総務課長]

支払いは終わっている。

[若林委員]

なぜ、支払う段階で分からなかったのか。

[教育総務課長]

理由としては、先ほども説明したように6,000万円以上の動産購入に対して、消防車のような金額の大きなものを購入するときにはこれは議決が必要だと意識がいくが、図書購入自体は1冊あたり数百円という金額なので、議決に該当するものにはならないのではないかという誤解をしていたところもあると思う。今回なぜ気付いたのかという点については、6月頃に南砺市でパソコンを購入した際、条例の額を超えていたが議決をしていなかったという事例の記事が新聞に出て、それを見て富山市でも全庁的に調べたところ発覚したという流れであった。

[若林委員]

教育委員会で気が付かなくても、実際に支出する担当課は議決の有無を確認していないのか。もしそうであれば、そのままの運用ではよくないのではないか。

[教育総務課長]

そのことについては反省すべき点であると思っている。チェック機能としては契約課・出納課の担当がいる。なぜそこを通ったのかというところまでの詳しい追及はしていないが、やはり図書購入という特殊な購入であることが1つあったのかもしれない。再発防止として、通知を出し、職員に対する研修を行っていこうと思っている。また、関係課等と話し合いをしたので、各課でチェック機能の強化もしていくのではないかと考えている。

[藤井委員]

教育委員会に非はないのではないか。

[教育総務課長]

教育委員会に非はある。例えば、令和6年度の購入について、作業

としては令和5年度の予算要求をしているときに教育委員会が気付かなければならない。逆に言うと、令和5年度で予算要求している段階では、契約課も出納課も教育委員会がそのような契約をすることを知らないので、まず気付けない。教育委員会はその予算要求をしているときに、予算要求の総額や、来年度どこの会社が販売を担当するのかという情報はあるので、それを見て仮契約をしてから前年度の3月議会の議案として提出し、承認を受け、令和6年度4月に支出の伝票が契約課や出納課に回っていく。このような流れなので、契約課や出納課は支出伝票が回ってくる前段階の時点では、チェックする術が何もない。もしかしたら、支出した後に「これは議決を取ってあるのか」ということは言えるかもしれないが、その時点ではもう手遅れである。そのような意味で、教育委員会が正しい時期に気付かなければいけないということである。

[石動委員] 現行のシステムは電子決裁なのか。電子決裁の場合、6,000万円以上の金額を入力した時、議決が必要であるという通知機能が現行のシステムにはないのか。

[教育総務課長] 現行のシステムは電子決裁ではあるが、そのような機能はない。

[教育長] その他、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 一括して採決を行う。議案第33号、34号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって議案第33号、34号の2件については意見なしとする。

《以下、非公開事項のため概要のみを記載する》

【議案第35号】※非公開案件

[教育長] (議案第35号について事務局から説明を求める。)

[学校教育課長] (議案第35号について説明する。)

[教育長] (議案第35号についての採決について、各委員に諮る。)

[各委員] (議案第35号について同意する。)

[教育長] (議案第35号について、原案のとおり可決したことを報告する。)

【報告事項 20】※非公開案件（8月26日時点、議案説明会開催前）

[教育長] 報告事項 20 について事務局から説明を求める。

[学校施設課長] （報告事項 20 について説明）

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 以上をもって本日の会議は終了したが、その他、質問はあるか。

[各委員] 質問等なし。

【閉会】

[教育長] 閉会を宣言する。

以上、会議の要旨を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和6年9月 日

教 育 長